平成27年度町政執行方針

「笑顔あふれるレ・コードなまち にいかっぷ」の実現に向けて

始めに

先に発足いたしました第3次安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少の克服と地域の活性化に向けた対策を講じるとしております。

地方においては、少子高齢化や人口流出問題が、基幹産業である農林漁業の衰退に拍車をかけるなど、極めて厳しい状況が続いており、これらの対応が喫緊の課題となっており、様々な施策を実施していくことが求められております。

また、現在、社会保障改革プログラム法などに基づき、少子化対策、医療制度、介護保険制度などに係る改革が進められており、当町においても、「子ども・子育て支援新体制」の本格施行に向け、条例制定などの準備を進めております。

特に、市町村を保険者とする国保財政は巨額の赤字を抱えて崩壊に瀕し、さらに、介護保険は超高齢社会に対応し、持続可能な制度を構築することが急務となっております。

また、町村における基幹産業であります農林漁業は、就業人口の減少や高齢化、所得の減少などにより低迷が続く中、後継者問題が大きな課題となっております。

このような状況の中、時代の潮流をしっかりと見極め、足腰の強い地域経済を構築し、将来にわたって持続可能な地域社会を、次代を担う子どもたちに引き継いでいくため、課題の解決に取り組み、全力で町政を推進してまいります。

平成27年度町政運営の基本姿勢について

平成27年度町政運営の基本姿勢につきましては、第5次新冠町総合計画に定められた7つの基本施策に基づき事業を実施することを基本としてまいります。

各分野毎の具体的な施策つきましては「主要施策の推進」の中で述べさせていただきますが、はじめに、本年度策定予定の「地方版総合戦略」について述べさせていただきます。

政府は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する事で、1億人の人口維持を目指すとした地方創生の「長期ビジョン」と、地方の雇用創出、子育て支援などの具体的な政策を盛り込んだ平成27年度から5カ年の「総合戦略」を閣議決定し、地方公共団体が自由に使える交付金を新設し、平成26年度補正予算に続き平成27年度予算に反映される事になっております。

更に、地方公共団体に対しては、本年度中に「地方版総合戦略」策定の努力義務を課しており、更に、内容によっては、交付金の配分に差をつけるなど、自治体の取り組み姿勢、意欲が試される内容になっております。

この「地方版総合戦略」の策定にあたり、本年1月14日「新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定本部」を役場内に設置しておりますが、出来るだけ早い時期に、住民代表や産業団体、金融機関や労働団体で構成する「新冠町総合戦略推進会議」を立ち上げ、子ども達を含む多くの町民や各種団体などの意見、提案などを募り、「地方版総合戦略」の策定を進めると共に、地域の活性化と人口減少を食い止め「若者にとって魅力ある町づくり」「仕事づくり」「子育てしやすい環境づくり」に取り組むために何が出来るのか、全庁あげて知恵をしぼり、「地方版総合戦略」に沿った様々な施策を実施してまいります。

平成27年度予算について

国の積極的な経済対策により、日本経済は景気の回復基調が続いておりますが、実態経済においては、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費、設備投資などの伸び悩みや、海外景気の下振れが引き続き景気を下押しする要因となっていることなどを考慮すると、依然として景気が冷え込むリスクを抱えており、今後の経済状況の見通しは不透明であると言わざるを得ない状況にあります。

本年度、当町における予算編成にあたりましては、依然として厳しい地方財政の現状、経済情勢などを踏まえ、

一般会計における予算総額を前年度対比0・3％増の48億2400万円としております。

歳入についてですが、自主財源であります町税につきましては、個人住民税において、一部業種の所得の増加が見られることから増収を見込んでおります。

法人町民税においては、法人税率の引下げによる影響があるものの、一部業種において低迷期からの脱却がみられることから、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

次に、固定資産税ですが、宅地分譲による新築住宅が増加していることによる家屋にかかる固定資産税の増収を見込でおりますが、今年度は、3年に1度の評価替えの年となり、不動産鑑定により宅地、建物が減額評価となる見込みであります。町税全体では前年度対比1・9％の減となっております。

次に、地方交付税ですが、起債償還額の減少と、昨年度交付された実績を考慮し、前年度対比5％減の27億7千万円を見込んでおります。

次に、歳出についてですが、本年度は、第5次新冠町総合計画に基づく各種事業を推進すると共に、新たな課題にも対応しながら持続可能な町政運営を行っていくため、限られた財源を重点的、かつ効果的に配分することを基本に、財政収支や将来負担を見据え、投資的経費につきましては、緊急度や優先度の高い事業から実施するよう、予算計上をいたしております。

この結果、6つの特別会計の予算総額は、23億8717万5千円となっており、一般会計を含む総額は、72億1117万5千円となっております。

平成27年度の主な施策の推進について

①健康で安心して暮らせるまちづくり

はじめに、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」について申し上げます。

国は、消費税率の引上げによる影響を緩和するため、昨年に引き続き、低所得者世帯に対する「臨時福祉給付金」及び子育て世帯に対する「子育て世帯臨時特例給付金」の支給が、本年度も継続されます。

両給付金共に制度が見直され、減額支給となっておりますが、国からの具体的な実施方法が示され、給付を開始する体制が整い次第、支給事務を開始することで進めてまいります。

次に、婚姻の届出をされた町民の方々に対し、人生の節目として良い思い出となるよう「結婚記念品」を贈り祝福することで、気持ちが通う住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてです。

成年後見につきましては、本年度から権利擁護に関する相談窓口を、地域包括支援センターに設けると共に、案件の対応に関しましては、社会福祉法人、民生委員、法務局などで組織する「成年後見運営委員会」を設置し、適切な支援を推進すると共に、資産が無いなどの経済的弱者の方々も利用できるよう費用の助成を継続して実施してまいります。

昨年開かれた成年後見制度の講習会

また、年々増加しております在宅高齢者の支援として、地域包括支援センターが中心となり、介護や認知症の予防事業の拡充を図ると共に、見守り見回り体制を地域の皆さんと構築し、さらに移送サービスや買い物支援事業の拡充や、ふれあい夕食利用者への保健師や栄養士、歯科衛生士の訪問など、人との繋がりを絶やさないことと、身体機能低下などの予防を重点に、これまでの事業を推進してまいります。

さらに、万が一、病気や介護などが必要となった場合に、医療、介護施設、在宅支援など様々なサービスを切れ目なく提供するために、地域包括ケア体制を整備し、安心して生きがいのある生活を送っていただけるよう環境整備に努めてまいります。

次に、児童福祉の充実についてですが、本年度から、国の「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、教育、保育施設の利用者負担は、公立、私立とも共通した利用者負担額となりますが、町が設定している軽減措置は、新制度においても継続し、負担の増加とならないように配慮すると共に、同一世帯で複数の子どもが利用している世帯への多子軽減につきましても、国の基準を拡大し、幼稚園児と保育園児の区分なく、小学3年生まで軽減の範囲を拡大し支援してまいります。

次に、障害者福祉についてですが、本年度、本町地区に開設予定の「就業・地域生活サポートセンター」において、グループホームなどで生活する障がい者の日常生活支援や就業支援、相談支援などの事業と積極的に連携し、障がい者の方々の自立を支援してまいります。

さらに、在宅の障がい者の方々の生活改善を支援するため、介護施設で行う入浴サービスに係る送迎業務への助成を実施してまいります。

また、障がい者の雇用や就労支援を行う「日高中部障害者職親会」に対し、本年度から新たに活動費の助成を行い、障がい者の雇用機会の創出をはじめ、地域の事業主の方々や関係機関とのネットワーク化を支援してまいります。

次に、保健の拡充についてですが、